

証人尋問開催！

6月17日、大阪地方裁判所810号法廷において、原告と被告証人に対する証人尋問が開催されました。

被告証人 甘楽達彦 関西支社人事課課長代理（当時）

戸塚洋典 大阪交番検査車両所助役（当時）

この裁判は、原告が追加年休を申し込んだ際、戸塚助役から「OKです！年休出ます。枠が取ってありました。」として年休が確定していたにもかかわらず、前日になって、時季変更権を行使したことは、年休権を侵害する不法行為だとして提訴したものでした。

追加年休の確定日は現場長判断！統一していなくていいの？！

尋問のなかで、甘楽証人は、東京交番検査車両所と大阪交番検査車両所では、年休日の確定日が違うのは何故なのか？確定日は何処が決めているのか？との原告からの質問に対して「東京のことは解らない。」としつつ、決めているのは「現場だ」と答えました。

時季変更権の行使がわからない？？

戸塚証人は、労基法や年休について「管理者教育等で教育を受けている」と答えながらも、時季変更権の行使について聞かれると「何を言われているのかわかりません」と、年休に対する理解不足を自己暴露しました。

裁判終了後、集まった組合員への報告を行いました。

参加された組合員の皆さん大変ご苦労様でした。

今後の予定として結審は10月、そして判決は今年中に出される予定です！